

令和7年度 大阪府精神科救急医療運営審議会 議事概要

◇日 時：令和7年8月21日（木） 午後2時～午後3時45分

◇場 所：国民會館 武藤記念ホール

◇出席委員：小笠原委員、渡邊委員、長尾委員、澤委員、本多委員、利田委員、木下委員、黒田委員、
稲田委員、甲斐委員、田岡委員、片岡委員、鉾方委員、河崎委員、加納委員、馬場委員、
藤見委員、中森委員

（審議会規則第5条第2項の規定により、審議会開会の定足数を満たしているため、開会は有効）

◇議 事：（1）協議事項

①夜間・休日精神科合併症支援システムについて

②大阪府精神科救急医療システムの運用について

（2）報告事項

①合併症協力病院受入実績について

②大阪市精神科一次救急医療体制について

【議事結果】

■①夜間・休日精神科合併症支援システムについて

令和6年度の事例の報告を行い、合併症支援システム利用時の基準に基づき、概ね順調にシステム運用できていることを確認した。システムの実績を分析し、システムの周知や圏域の状況を確認していく。

■②大阪府精神科救急医療システムの運用について

精神科救急医療システムにおける令和6年度実績を踏まえ、概ね順調にシステム運用できていることを確認した。昨年9月からの新しい体制における指定医の確保について、引き続き進めていく。

〈主な意見・概要〉

協議事項 ①夜間・休日精神科合併症支援システムについて

〈システム運用に関することについて〉

○システムの利用が進んでいる病院の事例を分析し、好事例を共有することで、利用を促す事ができるのではないか。

○システムの利用が少ない圏域において、システムを利用せず病病連携にて対応しているかなどの状況を確認していくことが必要。

○精神科転院の同意書について、救急告示病院が本人・家族に説明しやすいよう様式の見直しなどを検討してはどうか。

協議事項 ②大阪府精神科救急医療システムの運用について

＜救急医療体制及び緊急医療体制について＞

○警察からの 23 条通報において、措置診察の却下率が 5 割を超えている。ガイドラインに基づき、夜間休日においても 2 回診察を行う措置診察体制にし指定医を配置したのであれば、それを活かしてもらいたい。

○精神保健指定医の確保については、今後も引き続き進めていくこと。

その他

○夜間休日の合併症支援システムにおいて、身体症状が悪化した際に、依頼元救急病院に「戻し」ができない場合がある。委員からは救急告示病院へ受入れの啓発を行うとともに、症状が重篤な場合は合併症協力病院や三次救急のバックアップなども利用して進めてもらえれば、との意見があった。